

西小山診療所(介護予防)居宅療養管理指導重要事項説明書

居宅療養管理指導(もしくは介護予防居宅療養管理指導:以下同様)サービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業所の概要

(1)事業所の名称及び事業所番号

事業所名	目黒医療生活協同組合 西小山診療所
事業所番号	1311027242
所在地	東京都目黒区目黒本町6丁目6-8
連絡先	TEL: 03-3715-9141 FAX: 03-5768-1347
管理者名	神田 まどか
事業の実施地域	目黒区と品川区の一部
併設サービス	訪問介護

(2)事業所の職員体制

従業者職種	常勤職員	非常勤職員	計
管理者(医師)	1名	0名	1名
医師	0名	5名	5名

(3)サービス提供日時

提供日	月曜日から金曜日
提供時間	9:00～16:30

2 事業の目的

居宅療養管理指導事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者が要支援・要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅療養管理指導をサービス提供することを目的とします。

3 運営方針

- (1)利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び介護サービスを提供することに努めます。
- (2)利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に寄り添った保健医療サービス及び介護サービスを提供することに努めます。
- (3)地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、保健。医療。福祉サービスを提供する事業者との連携に努めるとともに、自治体とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービス提供内容

要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問し、その心身の状況や置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

5 費用

(1)実施費用

事業者は、基本利用料として介護保険法、及びその他の関連法令に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。利用者は事業者の定めた基本利用料及び、サービスを利用する上で別途必要となった費用(その他実費)を支払います。費用の算定は月2回までとなります。

居宅療養管理指導(Ⅱ) ・在宅時医学総合管理料、または特定施設入居時等 医学総合管理料を算定する場合	1:単一建物居住者1人 299単位 2:一建物居住者2～9人 287単位 3:単一建物居住者10人以上 260単位
居 宅 療 養 管 理 指 導 (Ⅰ)、(Ⅱ)以外の場合	1:同一建物居住者1人 515単位 2:同一建物居住者2～9人 487単位 3:単一建物居住者10人以上 446単位

(2)交通費

居宅療養管理指導サービスに要する交通費は徴収しておりません。

(3) 費用の支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分の利用料を翌月に当方より利用者にご請求いたします。

定められた期日までにご指定された方法でお支払いください。

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な利用者居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者の負担となります。

6 サービス提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い措置を講じます。

8 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

9 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。

虐待防止に関する責任者	河原木 芳子
-------------	--------

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。